



いのちまき

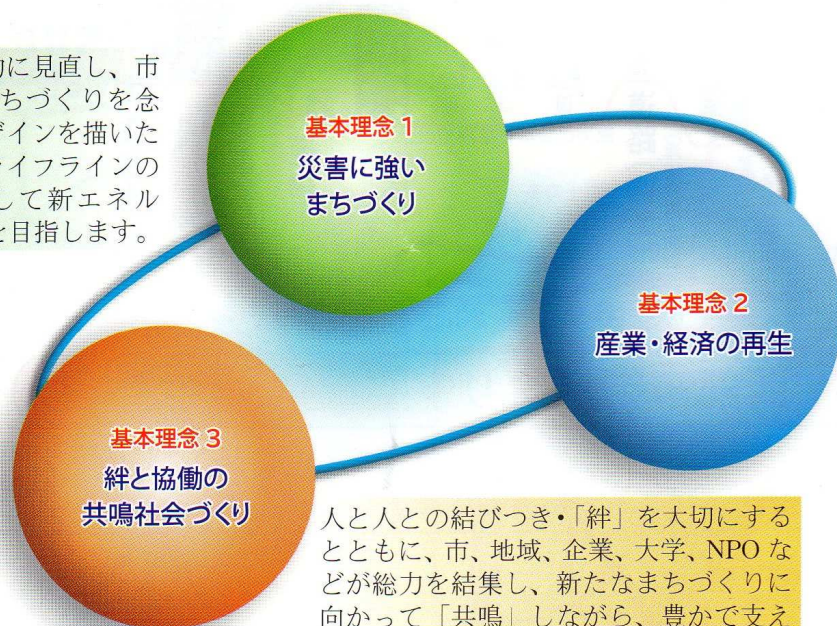
復興計画特集号
平成 23 年 12 月 13 日発行

石巻市震災復興基本計画（案）

～最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して～

●基本理念

防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指します。



今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、復旧・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ります。

人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPO などが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支えあう地域社会の構築を図ります。

●計画期間10年間（平成23年度～平成32年度）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
復旧期 H23～H25			再生期 H26～H29			発展期 H30～H32			

◆◆◆主な内容◆◆◆

震災復興基本計画の概要

..... P 2～5

震災復興基本計画意見交換会のQ&A

..... P 6～7

主な事業のしくみ

..... P 8

震災復興基本計画の位置づけ

1 震災復興基本計画とは

本計画は、復旧・再生のための新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指す、復興に向けた道標となるものです。

2 計画の期間

復旧期（平成 23 年度～ 25 年度までの 3 年間）や再生期（平成 26 年度～ 29 年度までの 4 年間）、発展期（平成 30 年度～ 32 年度までの 3 年間）を経た概ね 10 年間とし、平成 32 年度を復興の目標に定めます。

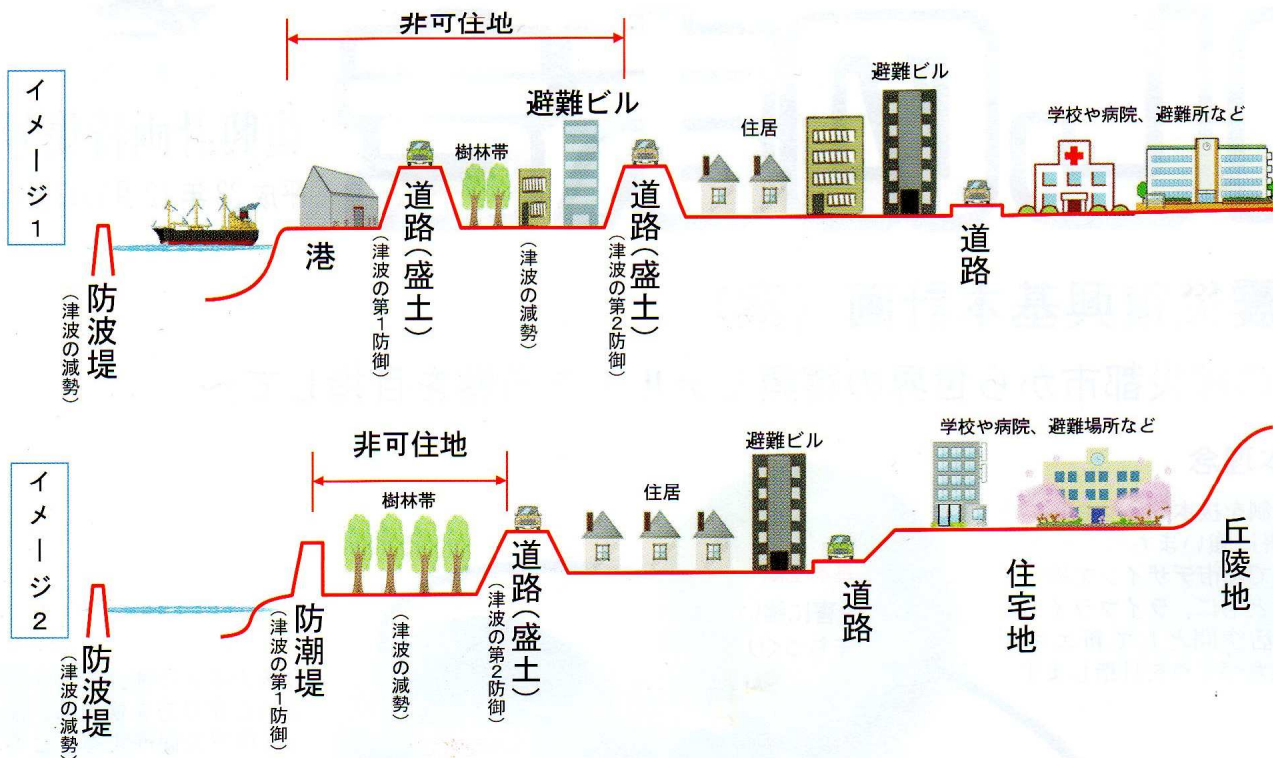
3 復興の主体

復興の主体は市民一人ひとりであり、行政、地域、企業、大学、NPO などの多様な主体が果たすべき役割を明確に持ち、絆と協働により、復興事業相互の相乗効果を高めあいながら復興に向け取り組んでいきます。

4 対象地域

市内全域とし、早急な現状復旧を目指す地域と、特に甚大な被害のあった地域は、新たなまちづくりを考えた復興を目指す地域とします。

地区別整備方針(市街地エリア)



西部市街地エリア



市街地の土地利用

(1)「津波」への対応

- 数十年から百数十年に
⇒「防御」(海岸堤防、河川堤防)
- 最大級の津波(今回)
⇒「減勢・減災」... 完全
(高盛土道路、防潮林、避難ビル)

(2) 中心市街地エリア

- 河川堤防と一体のまち
⇒市街地再開発等、商業の集積

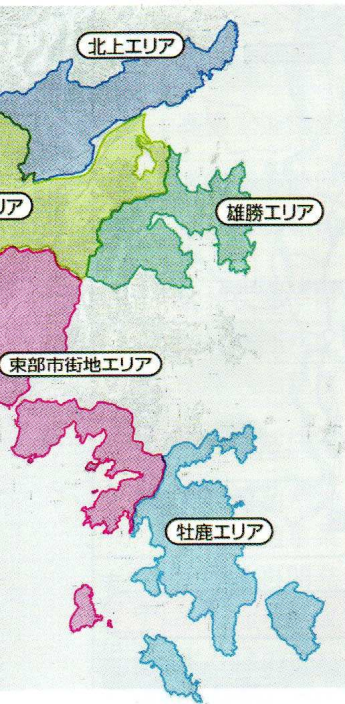
(3) 海岸堤防と高盛土道

- 原則非可住地(住めない)
⇒公園、産業ゾーンとし

(4) 高盛土道路から内陸

- 可住地(住める)
⇒土地区画整理事業、防
良好な住環境を整備

東部市街地エリア



1 回程度発生【レベル1】
川堤防)
【レベル2】
防衛は困難
避難路、避難ビルの整備)

づくり
・居住など多様な都市機能

路に囲まれたエリア

て整備

部エリア

災集団移転促進事業により



地区別整備方針(総合支所エリア)

■沿岸・半島部の土地利用

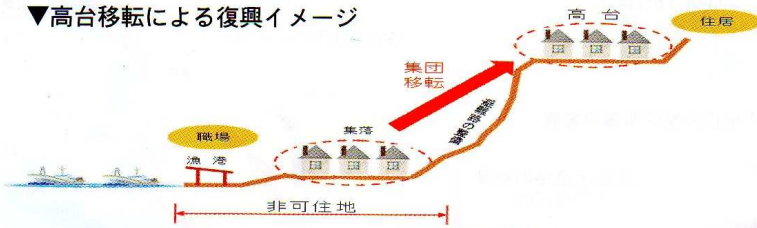
(1)「津波」への対応

- 数十年から百数十年に1回程度発生【レベル1】
⇒「防御」(海岸堤防、河川堤防)
- 最大級の津波(今回)【レベル2】
⇒安全な高台や内陸部への居住
(防災集団移転促進事業)

(2)移転に伴う跡地利用

漁港の復旧と漁業環境整備、観光振興、農業振興、新たな産業の創出の場として土地利用を推進

▼高台移転による復興イメージ



河南・桃生エリア



北上エリア



雄勝エリア



河北エリア



牡鹿エリア



主な重点プロジェクト

タイムテーブル

	主 な 事 業	事 業 内 容	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
安全安心再生プロジェクト	海岸保全施設整備事業	防潮堤等の復旧整備										
	河川改修事業	堤防の復旧・構築整備										
	雨水排水施設整備事業	地盤沈下浸水対策										
	高盛土道路整備事業	多重防御体制の高盛土道路整備（5m前後）										
	避難所等機能整備事業	避難ビル等・備蓄強化										
	自主防災組織機能強化事業	訓練、防災資機材整備の強化										
	情報伝達手段整備事業	防災行政無線及び戸別受信機の設置										
住宅再建復興プロジェクト	防災集団移転促進事業	安全な地域へ移転整備										
	土地区画整理事業	災害に強い宅地造成										
	災害公営住宅整備事業	全壊した方対象の公営住宅整備 当面 3,000戸										
	災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業	全壊した中堅所得者対象の優良賃貸住宅										
まちなか再生プロジェクト （中心市街地）	市街地再開発事業	商業集積とまちなか居住を促進										
	まちなみ形成事業	協調建替え等による商業集積を促進										
	水と緑のプロムナード整備事業	北上川河口部堤防とあわせたプロムナード整備										
	災害公営住宅整備事業	全壊した方対象の公営住宅整備										
	災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業	全壊した中堅所得者対象の優良賃貸住宅										
海と大地との共生プロジェクト	石巻港災害復旧事業	岸壁・護岸等復旧整備										
	漁港災害復旧事業	漁港復旧整備（44 港）										
	水産物地方卸売市場建設事業	先進的多機能市場等の整備										
	漁港施設機能強化事業	水産加工団地復旧整備										
	漁業・養殖業復興支援事業及び水産加工業再生支援事業	各々の復旧・復興支援										
	農地災害復旧事業及び被災農家経営再開支援事業	農地・用排水施設の復旧及び農家の立ち上がりを支援										
絆づくりプロジェクト	集会所等コミュニティ施設復旧事業	コミュニティ施設の建設・改修等を推進										
	地域自治システムの構築・支援事業	市民と行政がパートナーシップを発揮できる仕組づくり										
	ボランティア地域活性化事業	「絆」の継続と地域交流とコミュニティビジネス創出										
	子どもと老人の交流事業	交流できる保育所整備										
石巻さきがけプロジェクト	スマートコミュニティ推進事業	エネルギー利活用施設の建設・改修等を推進										
	植物工場推進事業	植物工場を誘致										
	マリンバイオマス推進事業	微細藻類の機能性物質を活用した企業の誘致										
未来への伝承プロジェクト	シンボル公園整備事業	鎮魂の森・多目的広場の整備										
	（仮称）震災記録展示施設整備事業	災害アーカイブ公開施設の整備										
	震災施設伝承保全事業	被災建築物の保存選定										

基本計画(案)の「意見交換会」の主なQ&A

(意見交換会 平成23年11月15日～11月27日 計14回)

参加者 2,680人

【原子力発電について】

Q：女川原発運転再開に対する考えは。

A：調査中である原発の安全評価、福島を検証結果を踏まえ、東北電力の安全対策などを総合的に判断し、慎重に対応していきたい。

Q：放射能について、農作物、水産物、学校関係での測定は行っているのか。

A：農産物水産物については、宮城県が東北大学の協力のもと行っている。さらに、産地魚市場では、水産庁の委託事業による測定や簡易放射能測定器による測定を行っている。保育所、駅前広場、小・中・高校でも測定しており、現在まで異常な数値は出ていない。

【堤防について】

Q：堤防の整備はなぜ必要なのか。

A：震災で多くの市民の命を失ってしまったことから、まちの安全性を考え堤防の整備が必要である。

比較的頻度の高い津波（明治・三陸沖地震やチリ地震クラスの津波）に対する防御策として、宮城県が決定した高さの堤防を整備し、比較的頻度の高い津波は完全に防ぐ。

今回のような規模の津波は、越えてしまうので逃げるのが原則である。

【道路整備について】

Q：高盛土道路の整備はなぜ必要なのか。

A：今回のような規模の津波は、堤防を越えてしまうので逃げるのが原則だが、さらなる津波の減勢を図るため高盛土道路を整備し、多重の防御をする。高盛土道路の高さはTP 5 mで、4車線道路の場合、幅は50～60 mの用地が必要と考えている。具体的な位置は、地権者説明会で示す。（TP：東京湾平均海面水位）

【避難ビルについて】

Q：避難ビルはどのように整備するのか。

A：民間施設や公共施設（今後整備するものを含む）を一時的に避難する場所とし、水や食料、毛布等を保管するなどの整備をする。場所等は、避難方法や建物の安全性を検証し、今後決定する。

【防災行政無線について】

Q：防災行政無線は、聞こえないので戸別受信機をつ

けてほしい。

A：新しい防災行政無線に切り替える。また、病院やスーパーなど、多くの方が集まる場所や難聴エリアに戸別受信機を設置し情報伝達の強化を図りたい。

【地盤沈下について】

Q：地盤沈下したところに家を建てても安心なのか。

A：可住地域は、堤防や高盛土道路の防御により守る。また、異常気象による降雨の心配については、内水排水対策として、必要に応じて新たなポンプ場を設置する。

【可住・非可住地域の違いについて】

Q：可住・非可住地域の違いは。

A：可住地域は、堤防や高盛土道路等の防御により、人的被害が最小限に抑えられる地域で人が住める地域。非可住地域は、今回のような規模の津波が発生した場合、堤防等の防御でも防げない人が住めない地域。

Q：非可住地域（産業系・公園）から移転する場合は、どうすればいいのか。

A：非可住地域なので住宅は建てられず、防災集団移転促進事業により、新市街地へ移転し、住宅を建設する方法がある。新市街地の土地は「賃貸」または「購入」を選択できる。

Q：住居系（可住地域）でも移転したい人は、新市街地に移転できないのか。

A：新市街地への移転は非可住地域や産業系となる方を対象に考えており、可住地域の方の移転等は考えていない。

Q：用地買収時の地価は、どのように考えているのか。

A：国の指針が示されていない。国へ早急に指針を示すよう求める。

【土地について】

Q：蛇田・渡波に2000戸・500戸とは、公営住宅を造るのか。

A：公営住宅の戸数ではなく、そのような数の区画を整備し、従前地が非可住地域となる方の移転先とするもの。

【公営住宅について】

Q：「災害公営住宅整備事業」と「災害復興型地域優良賃貸住宅」の違いは。また、予定数以上のニーズが

あった場合はどのように対応するのか。

A：災害公営住宅とは一般的な市営住宅、災害復興型地域優良賃貸住宅はより居住環境の良好なもの。入居対象は、全壊、流失した住宅の方である。現在 3000 戸を目安に整備を考えているが、戸数については、今後、災害公営住宅に入居するのか、集団防災移転促進事業で家を立てるのか、皆様の意向などを伺い対応する。

Q：災害公営住宅は、北上地区の方が石巻地区を希望するなど地域に関係なく応募できるのか。

A：入居先については、入居者の希望を調査し、検討していく。

【応急仮設住宅について】

Q：応急仮設住宅の入居期限は。応急仮設住宅を出て、災害公営住宅が完成するまでの間どうすれば良いのか。

A：入居期限は、現行制度では入居してから 2 年である。状況に合わせて延長の必要性を国・県に要望する。
民間賃貸住宅の借上げについても応急仮設住宅と同様の取扱いとなるよう要望していきたい。

【生活再建支援制度 加算金について】

Q：堤防整備に 5 年かかるということなので、それまでは怖くて家を建てられない。生活再建支援制度の加算支援金を受けられないのでは。

A：現在の生活再建支援制度では、住宅再建の仕方に応じて支給される加算支援金は、申請期限が 37 ヶ月以内となっているが、再建までに時間を要するため申請期間延長を要望していきたい。
延長が決定した場合は、市報やマスコミ等を通じてお知らせする。

【医療について】

Q：医療費減免の延期はできないのか。

A：国へ要望する。

Q：市立病院の移転場所は。

A：市立病院は市内全体のバランスを考えて建設場所を検討していく。

【公共交通について】

Q：交通について、仙石線と石巻線の全面復旧はどれくらいの期間がかかるのか。

A：仙石線は、陸前小野駅から陸前大塚駅間では山際に移動するように検討している。現在、朝 1 本、石巻線と東北本線を使い、仙台まで直行便が運行されているが、足らないため増便を要望している。仙石線及び石巻線全線開通は時間が

かかると推測しているが、市としても最重要課題として取り組む。また、複線化も要望する。

【産業について】

Q：働く場所、特に水産業の復旧を計画にしたがって早急に検討してほしい。

A：企業の再建の意欲が失われる前に、早い段階で水産加工業の再建を実現したい。水産庁や県と全力を挙げて取り組んでいる。

Q：漁港の復旧のスケジュールは。

A：岸壁 30 m の応急復旧は遅くとも 1 月下旬に完了。その後の本復旧は、5 年間で実施する。後背地の利用等については漁業者の皆様と意見交換しながら進めていきたい。

【学校について】

Q：早く学校を再開してほしい。

A：11 月 1 日から、学校の現状と今後の方向性の説明を保護者対象に行った。今後は、在校保護者だけでなく地域の皆様の意見をいただき、早期に計画を取りまとめる予定である。

Q：各仮設住宅から、学校へスクールバスを出してほしい。

A：通学者全員をバスで輸送する場合、多数のバスが必要となり、対応が非常に難しいため、保護者に送迎をお願いするなどしているが、保護者と子ども負担を軽減するため、乗降場所の設定及び通学にかかる時間や下校時間を考慮した輸送手段を検討する。
※回答は、意見交換会後、教育委員会で協議して決定した内容。

【特区制度活用・新産業誘致について】

Q：震災復興特区活用はどのようなものか。

A：国会審議中の震災復興特区法案における 3 つの特例
①復興を推進するための税制や規制・手続特例
②各種土地利用規制の緩和・手続簡素化の特例
③区画整理、復興の公営住宅など 5 省 40 事業の補助事業等をまとめた交付金の活用を図ること。

【その他】

Q：復旧が遅いのではないか。国の予算を待たずに、市が先行して復旧事業を進めた方が良かったのでは。

A：復興事業を目一杯実施した場合、国・県・市の事業を合わせると約 2 兆円と考えている。事業には莫大な予算がかかるため、復旧が遅れている。とても市単独ではできないので御理解願いたい。

主な事業のしくみ

防災集団移転促進事業について

将来の津波への不安・・・

津波の心配がない！

市が整備する新たな住宅団地

移転に伴う家財道具等運搬費用を支援します（最大 7 8 万円）

住宅建設する際の借入額の利子に対して支援します（最大 4 4 4 万円）

住宅用地を購入する際の借入額の利子に対して支援します（最大 2 0 6 万円）

今回の津波により移転対象地区となった住民の方々につきましては、津波被害の無い場所への集団移転をお願いする事になります

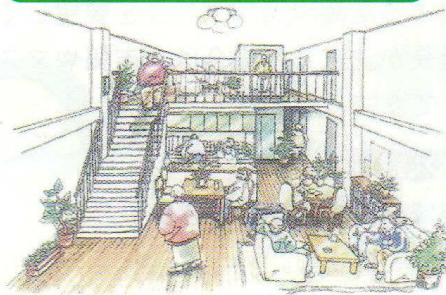
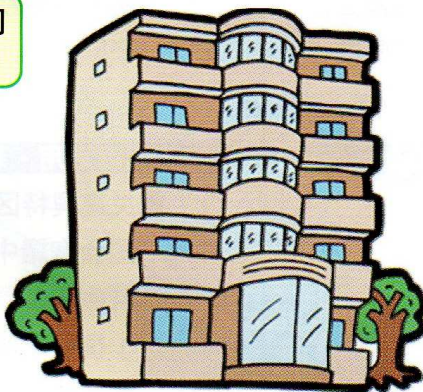
- 移転先は住宅団地として利用できるように整備し、借地又は購入して使用することができます。（※住宅建設費は個人負担）
- 移転先の住宅団地内の道路、広場、飲用水供給施設、集会施設等、皆様が必要とする公共施設の整備を行います。

災害公営住宅を整備します

単身者からファミリー向けの住宅を整備します



高齢者向けの住宅を整備します



災害復興住宅供給計画のもと、被災者の新たな住居として、平成26年度を目標に3,000戸の整備を進めています

- 震災により住宅を滅失した方は収入に関わらず入居できます。（※抽選となる場合があります）
- 入居予定は平成24年度末以降になります。（入居募集は改めてご案内します）

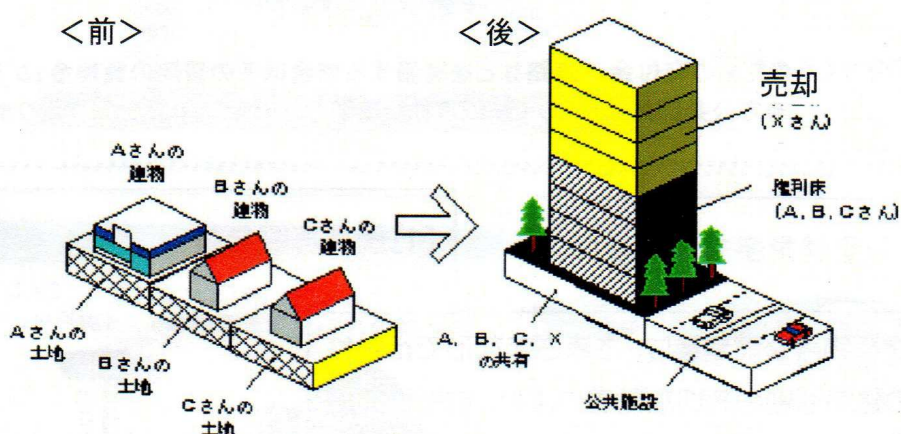


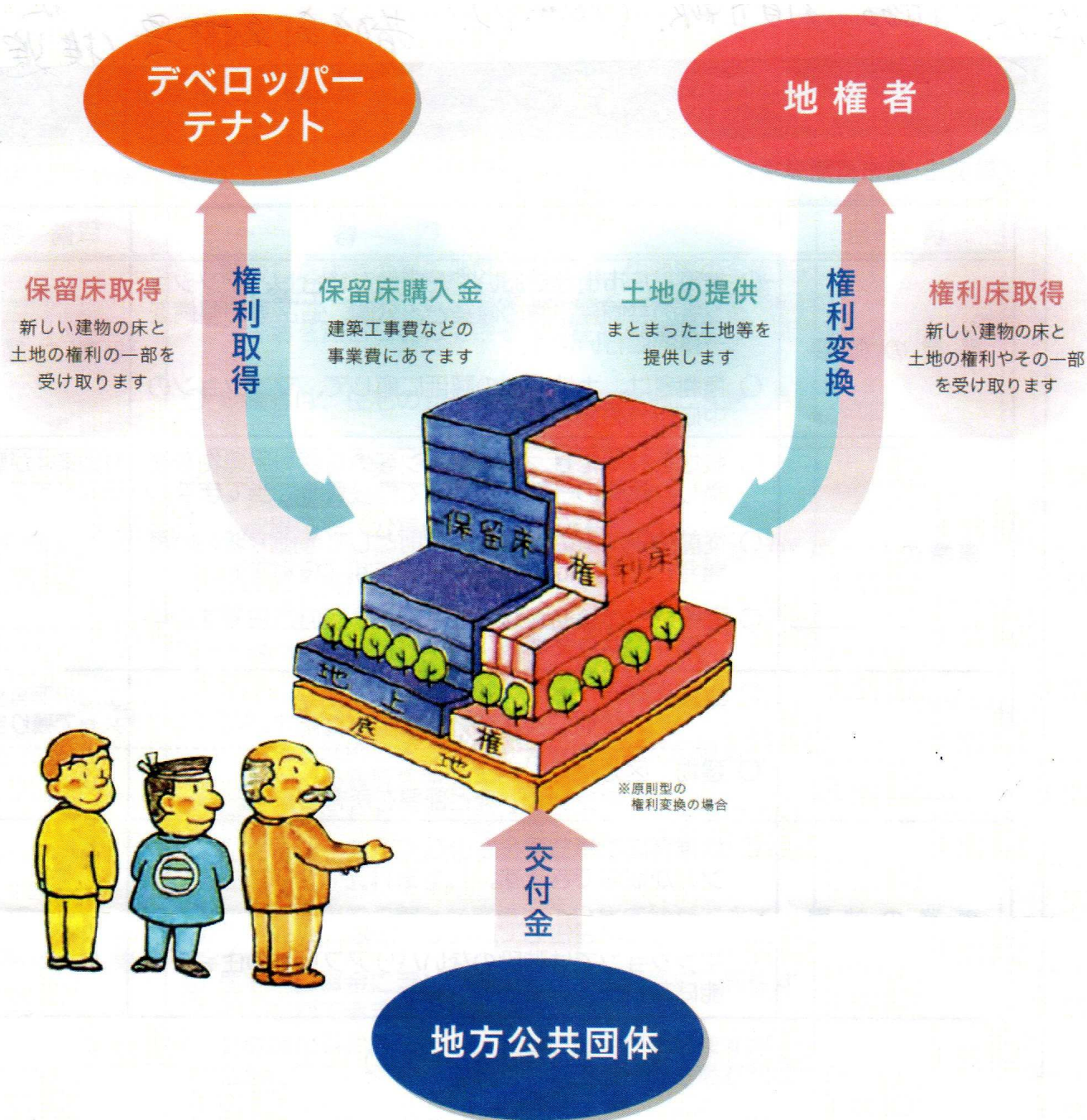
被災市街地復興再開発事業

《根拠法：都市再開発法》

項 目	内 容	備 考
事業の概要	○ 被災した市街地において、宅地を統合し、マンション等の共同建築物の建築と、公園、道路等の整備を一体的に行います。 ○ 権利者は、土地建物の評価に応じて、マンションの中に自分の住宅等を得ます。	
事業のしくみ	○ 敷地を共同化し、マンション等の高度利用建物を建築し、建物の一部を売却して建設費等に当てます。 ○ 従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます（権利床）。 ○ 国等からの補助金などを活用しやすい方法です。（条件があります）	立地条件が重要になります
特 色	○ 土地：共有 敷地に共有持分が設定されます。 ○ 建物：区分所有 マンションなど部屋を所有します。	土地の所有権は共有で残ります
事業の効果	○ 地権者に手持ち資金が少なくても、住宅（マンション）が取得できます。 ○ 2階建の戸建住宅では住宅内に階段がありますが、マンションでは階段のないバリアフリーの住宅が可能になります。	

【事業のイメージ図】





「街づくりのための交付金」「道路などを整備する場合はその費用の負担金」が支払われます
地方公共団体は、新しく整備された道路などの公共施設を受け取ります

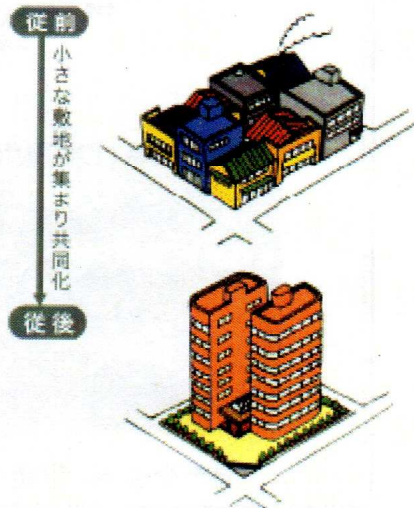
[1] 優良再開発型

優良建築物等整備事業は、さまざまな形で行われる民間の建築活動の適切な誘導により、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進していくため、国、地方公共団体が必要な整備助成を行う制度です。また本事業は、国の制度要綱に基づく事業であり、一定の空地確保、土地の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等に支援が行われます。

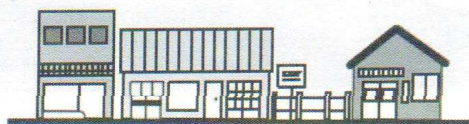
事業の種類としては、大別して6タイプがありますが、代表的な右の4タイプを紹介します。

共同化タイプ

2人以上の地権者が敷地を共同化して建築物等を整備します



転出希望者
現在の評価額を
金銭で補償します



建物の建設費用は、交付金や
余った床を譲渡すること(保留床処分金)
などでまかないます

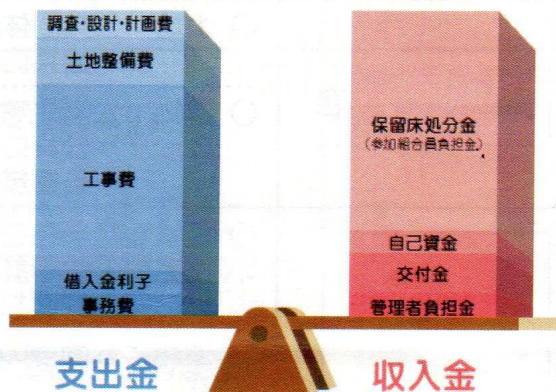
- 土地の高度利用で産み出した、新しい建物の余った床を『保留床』といいます
- 保留床は、必ずしもデベロッパー等第三者に譲渡せず、地権者の方々が取得してもかまいません
- 地権者が共同で市場ニーズに適合したビルに建て替え、保留床を一括処分せず、賃貸経営することによる収益で事業資金を回収する手法もあります。

建設費用は交付金などを充当

現資産との等価交換

現在の資産(資産評価)は
等価の権利(土地や床の権利)に
置き換えます

- 地権者は、現在の資産評価と等価の権利(土地や床の権利)を取得しますので、必要な床を買い増しする場合以外は、原則として、金銭的負担は必要ありません
- 工事期間中は、原則として仮店舗等で営業を継続することが可能です。



市街地環境形成タイプ

建築協定、地区計画等に基づき
建築物等を整備します

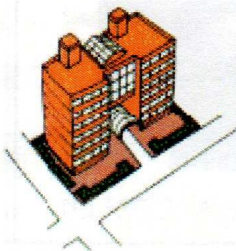
例1

協調的な設計により
良好なまちなみを形成



例2

公共用通路等を
確保する



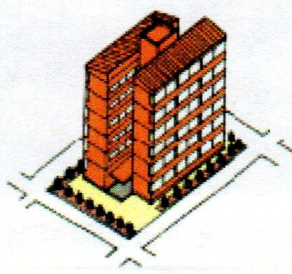
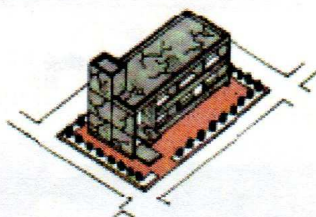
マンション建替タイプ

老朽化マンションの建替を行います
(被災で建物が機能低下している場合も含む)

従前

老朽化マンションの建替

従後



[2] 市街地住宅供給型

中心市街地共同住宅供給タイプ

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、
中心市街地における優良な共同住宅の供給を行います

「中活法」による
認定エリア内に
住宅供給



住宅地区改良事業

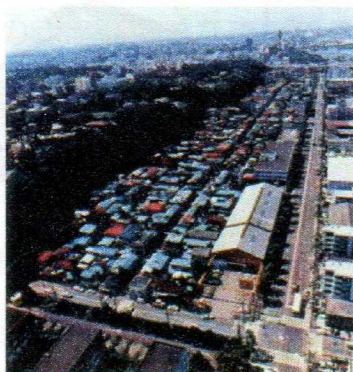
《根拠法：住宅地区改良法》

項 目	内 容	備 考
事業の概要	○ 被災した住宅のある地区において、住宅等の全面買収を行い、道路などの整備・改善と、健康で文化的な生活を営むことのできる公営住宅の建設を行います。 ○ 地権者は、住宅の売却を行い、公営住宅に入居します。	
事業のしくみ	○ 被災住宅が密集している地区で ・被災住宅の買収、除去 ・改良住宅（公営住宅など）の建設 ・良好な住宅地の形成のため必要な道路や公園などの公共施設、集会所等の整備などを行います。	
特 色	○ 土地：公共団体が所有 公共により土地が買収されます	
	○ 建物：公営住宅（改良住宅）に入居 公共により建物が買収され新たに建設される賃貸住宅に入居します。	賃貸契約
事業の効果	○ 被災したまちを一から創り直すことが可能で、公的住宅の建設等計画的な事業推進が可能となり、防災性の向上が図れます。 ○ 道路、公園等の整った環境のよい住宅地ができます。 ○ 住宅建設資金に乏しい被災者が、公営住宅に居住することができます。 ○ 2階建の戸建住宅では住宅内に階段がありますが、公営住宅では階段のないバリアフリーの住宅が可能になります。	

【事業のイメージ図】



事業前の状況



事業後の状況



住吉・中央・門脇地区の復興まちづくり

住吉・中央・門脇地区の復興方針

- 河川堤防や避難路などを整備し、災害に強いまちづくりを行うとともに、河川堤防と一体となったまちづくりを行います。

津波避難の考え方

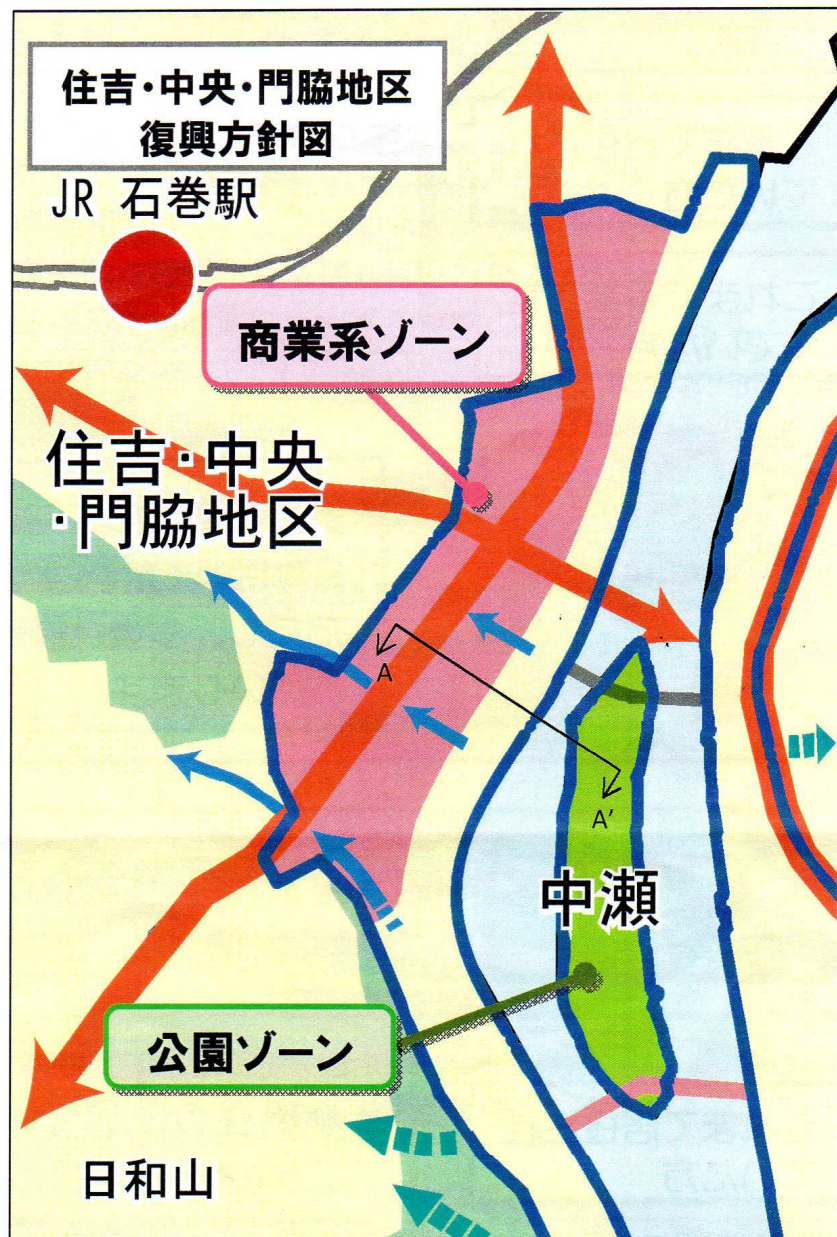
迅速な避難行動や救急活動が行えるように、緊急輸送路（都市計画道路／赤線）や避難路（青線）を確保します。

商業系ゾーン

河川堤防から内陸側は、現在の場所でそのまま住むことや店舗などを再開できる場所となります。ただし、今回のような大津波が発生した場合に円滑に避難行動が取れるよう、新たな都市計画道路の整備や既存の道路を活かしながら基幹となる避難路などを整備します。

また、街なか居住や景観づくりなどによって、にぎわいある中心市街地の形成を図ります。

⇒市街地再開発事業、街路事業等



公園ゾーン

中瀬については、内海橋や石ノ森萬画館などを活かしなが、観光のシンボルとなる公園として整備します。

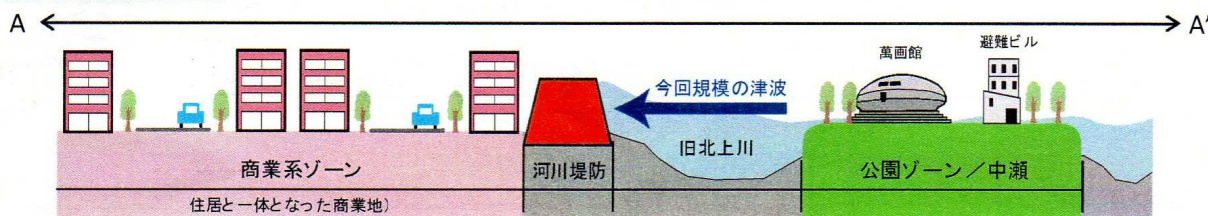
⇒防災集団移転促進事業、都市公園事業

河川堤防

旧北上川沿いでは、河川の氾濫から市街地を守るだけでなく、中瀬など一体となり、利用しやすい堤防として整備します。

⇒堤防整備事業

津波防御の考え方



ゾーン別の生活再建支援方策

商業系ゾーン

これまでと同じ土地利用ができるゾーンです。

これまで居住されていた方

これまで事業を営んでいた方



◆現在の位置で、住宅の建設や店舗などの再建を行うことができます。



都市計画道路などの公共施設にかかる方

道路用地として整備することになりますので、住宅や店舗などの利用はできなくなりますが、用地については買収させていただきます。今後、詳細な測量や設計を行いますので、改めてご協力をお願いします。

公園ゾーン

公園用地となりますので、住宅や事業所(工場や商業等)などによる利用はできなくなりますが、用地については買収させていただきます。

これまで居住されていた方

◆現在の位置では、住宅を再建いただくことはできなくなります。そこで、以下の3つの選択肢があります。

①市が整備する新たな移転先(蛇田地区)で再建する

◇土地を購入または借地でき、住宅を新築できます

②災害公営住宅に入居する

◇災害公営住宅の抽選に応ず(住宅を失った方)

③上記以外を希望される方

◇自ら移転先を探す(個別にご相談ください)

これまで事業を営んでいた方

◆現在の位置では、新築や事業所の再建などはできなくなります。

◇事業所の移転先などは、ご自身で探していただくことになります(個別にご相談ください)。

新たな移転先の住宅団地における住宅再建モデル

～防災集団移転促進事業活用例～



平成23年3月11日時点で公園ゾーン内にお住まいの方および河川堤防上にお住まいの方が移転する場合には、以下の支援策が活用できます。

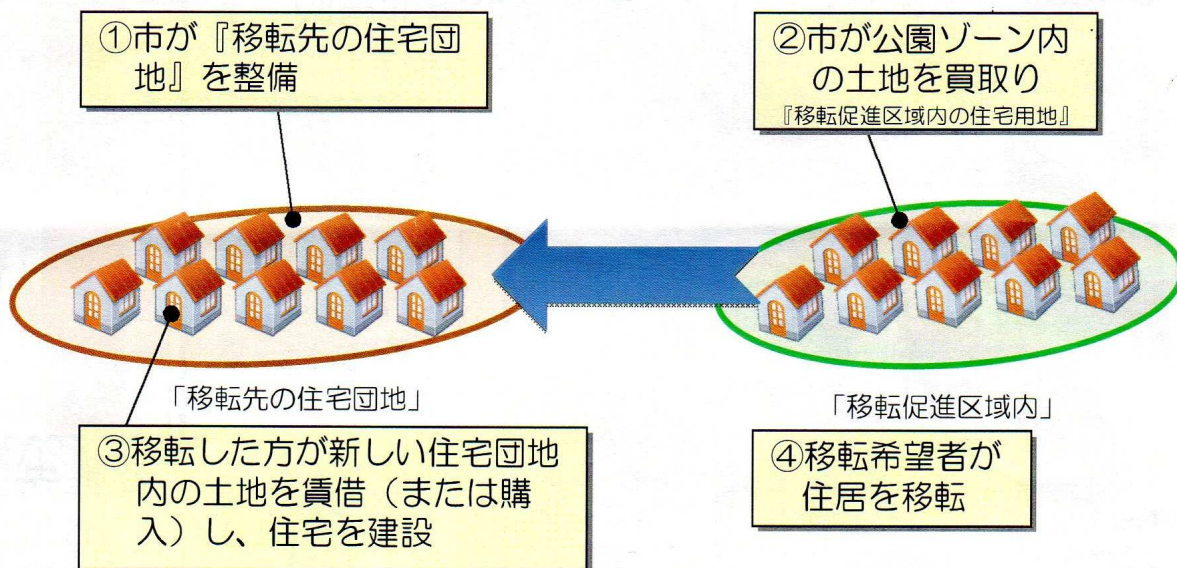
- 1.住宅を建設する際の借入額の利子に対して支援します（最大444万円）
- 2.住宅用地を購入する際の借入額の利子に対して支援します（最大206万円）
- 3.住宅の移転に伴う家財道具の運搬などの費用を支援します（最大78万円）

※上記1.および2.は、市が整備する住宅団地に移転する場合のみ適用されます。

上記のほか、生活再建支援制度（加算支援金）に基づき、住宅の再建方法に応じて支援が受けられます（最大200万円）※災害発生日から37カ月以内の申請が必要

注：いずれの場合においても、**住宅等の建設費は個人の負担**となります

◆住宅を移転する場合の住宅再建までの流れ



ステップ	移転者の支出	移転者への支援策
① 市が『移転先の住宅団地』を整備	なし	—
② 市が産業系ゾーン内の土地を買取り 『移転促進区域内』	—	元の宅地の売却代（※1）
③ 移転した方が新しい住宅団地内の土地を賃借（または購入）し、住宅を建設	借地料（または土地購入費）と住宅建設費（※2） あり	住宅建設・土地購入に係る借入金の利子相当分 【限度額】444万円（住宅建設） 【限度額】206万円（土地購入）
④ 移転希望者が住居を移転	移転費用（家財の運搬費など） あり	移転費用（家財の運搬費など） 【限度額】78万円

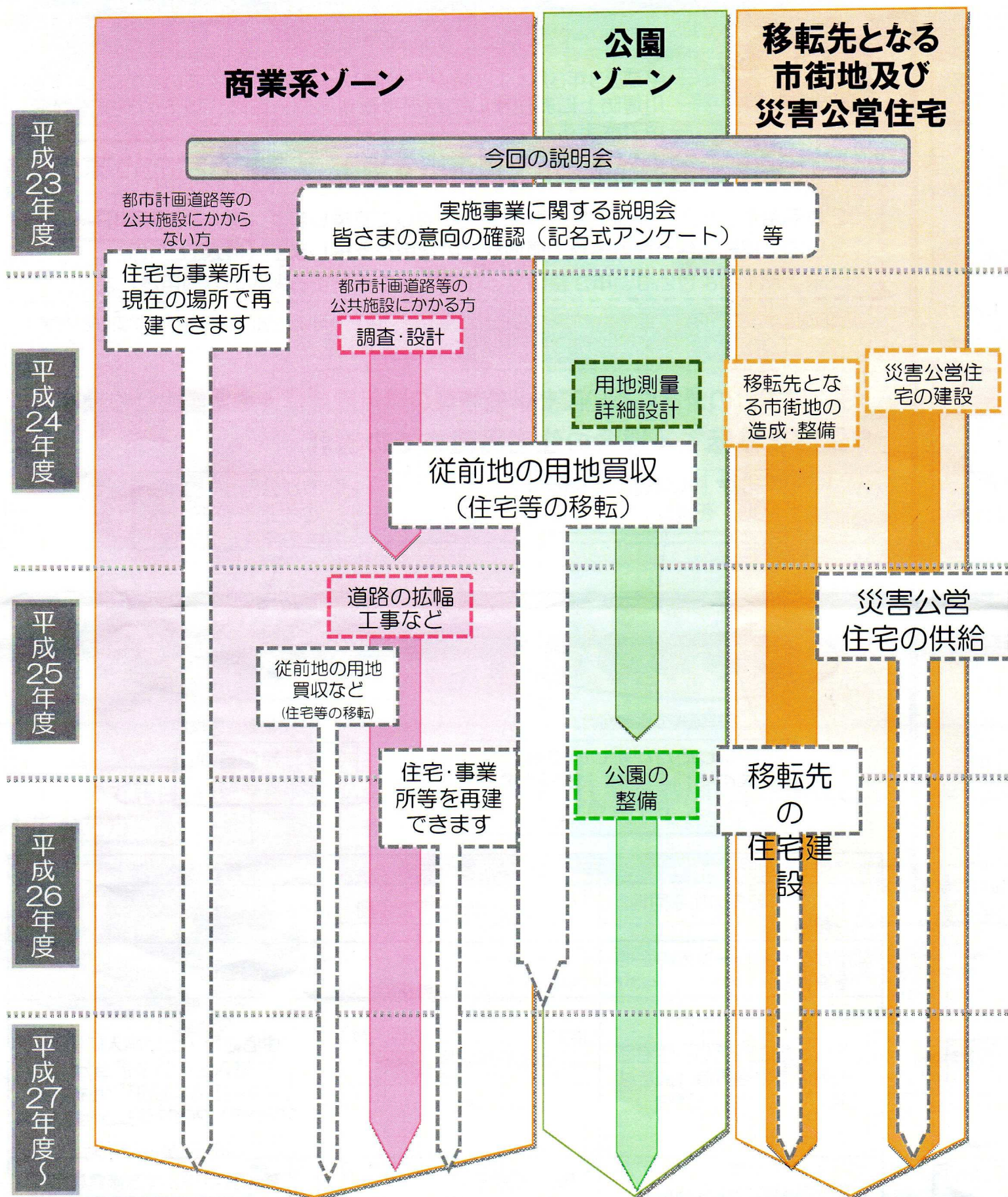
注）

※1：従前地の買取り価格については、今後国の制度設計が確定した段階で個別にご提示いたします。

※2：移転先の借地料及び土地分譲価格は、今後実勢価格の調査や借地料算定基準を定めた段階でお知らせします。

住宅再建のスケジュール

※以下のスケジュールは、今後の事業進捗状況等により、変更する場合があります。



<<この資料に関するお問い合わせ先>>

石巻市基盤整備 相談窓口（市役所庁舎5階） 株式会社オオバJV
電話番号 0225-95-1111（内線5946, 5951～5954）

総合建設
コンサルタント

平成23年11月10日

被災市街地復興推進地域内の土地所有者 各位

石巻市長 亀 山 紘
(公印省略)

被災市街地復興推進地域内の復興事業説明会の開催について（御案内）

晩秋の候 皆様におかれましては、日頃から市政に対しまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、下記のとおり被災市街地復興推進地域（建築制限区域）に土地を所有されている皆様を対象とした説明会を開催いたしますので、お忙しい時期とは存じますが、御出席賜りますよう御案内申し上げます。

なお、地区毎に沿った事業説明を予定しておりますので、なるべく該当地区の説明会に御参加願います。

記

- 1 開催日時及び会場 裏面「地区別日程表のとおり」
- 2 説明内容
 - (1) 被災市街地復興推進地域の概要について
 - (2) 当該地区の復興に係る各事業（案）について
 - (3) 今後の進め方について

※ 1月1日現在の所有者に郵送いたしておりますので、現在の所有者と異なる宛名で御案内されている場合もございますが、御了承願います。

※ 御参加の際は、別紙「地権者調査票」を御記入いただき御持参願います。

その際「問合せ番号（封筒の宛名シールに印刷されている番号）」は必ず御記入願います。

担当：建設部基盤整備課

電話：0225-95-1111

(内線 5613, 5614, 5615, 5618, 5638, 5639)

被災市街地復興推進地域内の復興事業説明会 地区別日程表

地区	No.	字・町名	月日(曜)	開始時間 (各2時間)	会場	地区	No.	字・町名	月日(曜)	開始時間 (各2時間)	会場			
釜地区	1	門脇字(浦屋敷)	11/24(木)	18:00	釜 小学校 体育館	中央地区	22	住吉町	12/12(月)	14:00	寿楽荘 集会室			
	2	門脇字(浦屋敷以外)	11/25(金)	18:00				中央三丁目						
	3	中屋敷一丁目	11/28(月)	18:00			23	中央二丁目	12/14(水)	14:00				
		中屋敷二丁目						中瀬						
	4	新館一丁目	11/30(水)	18:00		24	中央一丁目	12/15(木)	14:00					
		新館三丁目					門脇町一丁目							
		中浦一丁目				湊地区	15	不動町一丁目	12/6(火)	14:00	みなと荘 2階			
	5	新館二丁目	12/1(木)	18:00				不動町二丁目						
		中浦二丁目		16			八幡町一丁目	12/7(水)	14:00					
		三ッ股四丁目					八幡町二丁目							
	6	三ッ股三丁目	12/2(金)	18:00			17	湊町一丁目	11/24(木)	14:00				
		三ッ股二丁目						湊町二丁目						
	7	築山一丁目	12/3(土)	10:00			18	湊町三丁目	11/25(金)	14:00				
		築山四丁目						湊町四丁目						
8	築山二丁目	12/3(土)	14:00				19	川口町一丁目	11/30(水)	14:00				
	築山三丁目							川口町二丁目						
大街道地区	9	大街道南二丁目	12/4(日)	10:00	大門町一丁目									
	10	大街道南三丁目	12/4(日)	14:00	20	大門町二丁目	12/1(木)	14:00						
	11	大街道南四丁目	12/5(月)	18:00		大門町三丁目								
	12	大街道東三丁目	12/6(火)	18:00		大門町四丁目								
	13	大街道東二丁目	12/8(木)	18:00		湊字大門崎								
	14	双葉町	12/9(金)	18:00	21	川口町三丁目	12/10(土)	14:00						
門脇・南浜地区	25	門脇町二丁目	12/12(月)	18:00		門 脇 中学校 体育館				明神町一丁目				
		門脇町三丁目								明神町二丁目				
	26	門脇町四丁目	12/14(水)	18:00						湊字須賀松				
	27	門脇町五丁目	12/15(木)	18:00	渡波地区	32	松原町	12/9(金)	14:00	渡 波 公民館 ホール				
	28	南浜町一丁目	12/11(日)	大街道 小学校 体育館			長浜町							
		雲雀野町一丁目					幸町							
	29	南浜町二丁目	12/11(日)	14:00		33	渡波町三丁目	12/10(土)	10:00					
	30	南浜町三丁目	12/17(土)	10:00			万石町							
	31	南浜町四丁目	12/17(土)	14:00			塩富町一丁目							

各会場とも駐車場には限りがございますので、できるだけ自家用車でのご来場はご遠慮願います。